

改正案	現 行	
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 20 年 2 月 22 日 一部改正 <u>平成 20 年 9 月 19 日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易 保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契 約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた技術提供契 約等については、申込み後遅滞なく、約款第 3 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号のて ん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次 の各号のいずれかに該当する技術提供契約等については、保険契約を締結せず、 又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額 を制限して保険契約を締結することができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が次の各 号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00019 沿革 平成 14 年 3 月 11 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 7 月 9 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 20 年 2 月 22 日 一部改正</p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易 保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契 約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第 1 条・第 2 条 （略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた技術提供契 約等については、申込み後遅滞なく、約款第 3 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号のて ん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次 の各号のいずれかに該当する技術提供契約等については、保険契約を締結せず、 又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額 を制限して保険契約を締結することができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、技術提供契約等の相手方が次の各 号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款</p>	

改正案	現 行	
<p>第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合</p> <p>二 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格又はGE格以外に格付けされている場合（約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 技術提供契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該技術提供契約等の契約金額が<u>25億円以上</u>である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより対価等が決済される場合を除く。）約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前条の規定により日本貿易保険がてん補すべき額を制限して保険契約を締結する場合を除き、第1項第2号又は第3号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合</p> <p>二 技術提供契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格又はGE格以外に格付けされている場合（約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 技術提供契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該技術提供契約等の契約金額が<u>50億円以上</u>である場合（契約金額が500億円以下であるものについてILCにより対価等が決済される場合を除く。）約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>（保険価額及び保険金額）</p> <p>第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前条の規定により日本貿易保険がてん補すべき額を制限して保険契約を締結する場合を除き、第1項第2号又は第3号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p>	

改正案	現 行	
<p>一 (略)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ 口、八又は二に掲げる以外の技術提供契約等に係るもの 100分の90</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの(同項第2号口に係るものにあつては、技術提供契約等の契約金額が<u>25億円未満</u>のものを除く。) 100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>八 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成20年10月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ 口、八又は二に掲げる以外の技術提供契約等に係るもの 100分の90</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの(同項第2号口に係るものにあつては、技術提供契約等の契約金額が<u>50億円未満</u>のものを除く。) 100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>八 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3 (略)</p>	